

充当事業		合計 / 寄附金額
1	①「書かない窓口」実現プロジェクト	200,000
2		
3	②あすてらすプレイルーム玩具購入事業	653,200
4	③おごおり相乗りタクシー（立石・御原・味坂地区）運行プロジェクト	779,600
5		
6		
7	④がん検診受診率の向上（早期発見）プロジェクト	600,000
8		
9	⑤ご当地ラーメン開発プロジェクト	800,000
10		
11		
12		
13	⑥小郡寺子屋「志学舎」プロジェクト	1,780,000
14		
15		
16		
17	⑦就学援助オンライン学習通信費補助プロジェクト	700,000
18		
19		
20	⑧放課後児童クラブ施設整備プロジェクト	5,200,000
21		
22		
23	⑨民学連携（ロボット活用）プログラミング支援プロジェクト	840,400
24		
25	⑩税公金セルフ収納機導入事業	11,275,000
26		
27	⑪統合型校務支援システム導入プロジェクト	600,000
28		
29	⑫陸上競技場第2種公認継続備品購入事業	1,000,000
30		
31	⑬高齢者福祉・地域福祉推進事業（人材派遣型）	5,100,000
13事業(27社)		29,528,200

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ①不交付団体である東京都
 - ②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

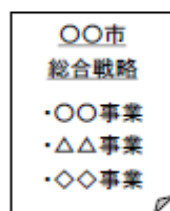


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が
地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を
基に、地方公共団体が
地域再生計画を作成



④寄附

企業



⑤税額控除

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)



国
(法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,598市町村(令和6年4月1日時点)